

大阪市立福小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心をもち、すすんで学ぶ子」の育成のために「福小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の三点をあげる。

- ① 毎月1回いじめアンケートを取って結果を分析し、児童の意識改革に努める。
- ② 児童の日常の様子をきめ細かく観察することにより未然防止や早期発見に努める。
- ③ 家庭・PTA・地域と連携を密にして、児童の実態把握に努める。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

「いじめはどの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 低・中・高学年チームを中心に年間指導計画を作成し取組を進めていく。教科担任制を進め、児童が多くの教職員と関わることができるようにする。
- ② 「自分の思いや考えをことばで表現できる子どもを育てる」とテーマを設定し主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、授業改善に努める。
- ③ 学級担任や生活指導部が中心となり学習規律の確立に努める。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動（たてわり班活動）に重点的に取り組む）

- ① 自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。
- ② 集団の一員として自覚を持ち、自主的に諸問題を解決しようとする態度を育てる。
- ③ 夢や希望を持ち、憧れる自己イメージを獲得し、自らの目標に向かって努力する態度を育てる。

(3) いじめを許さない・見逃さない学校文化の醸成

- ① 学校の教育活動全体を通じて道徳教育に取り組み、いじめを許さず見逃さない学校文化、雰囲気の醸成に努める。
- ② 学級活動を通じて、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるより良い生活作りに参画する態度を育てる。
- ③ 情報モラルの指導に取り組み、いじめにつながる誤った情報を見逃さない態度を育成する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も学年会や生活指導部会で報告し、教職員間で共有する。
- ② いじめられている児童やいじめている児童、周辺にいる児童が相談しやすいように各教職員が全児童との信頼関係づくりに努める。
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部機関と連携し相談体制の充実を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案の発見・通報があれば、学年部・生活指導部へ報告すると同時に必ず校長又は教頭へ報告する。校長は、事実関係を明らかにし、保護者・教育委員会に報告する。
- ② 被害児童の保護を最優先し、加害児童には保護者も含め徹底した指導を行う。
- ③ 生活指導全体会で情報の共有化をはかり教職員が連携して児童の指導にあたる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

生活指導部会兼いじめ対策委員会（常設）

（全担任 学年部 生活指導部長 養護教諭 管理職）

- ① いじめに関する情報を収集する。

- ② いじめの可能性がある事案があれば、緊急会議（生活指導全体会）を開催し、情報

の共有・指導及び支援と共に、保護者との連携を図る。

【年間計画】

- ・生活指導全体会兼いじめ対策委員会を毎月行う。
- ・毎月1回いじめアンケートを行う。
- ・アンケート終了後、必要に応じて担任による聞き取り調査を行う。
- ・いじめについて考える日を設け、全校で取り組む。（5月）
- ・いじめ防止週間の設定（12月）
- ・人権教育実践研修会（3月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校ホームページや学校だより、メールなどにより情報発信・啓発に努める。
- ② 学校協議会へ提案し、理解と協力を要請する。
- ③ 地域団体やPTAと連携し、啓発に努める。

(3) 取組内容の検証

- ① 運営に関する計画で、いじめの問題について検証し、P D C Aサイクルを活用した取り組みを実践する。
- ② アンケート結果を分析し、児童の実態把握に努める。

7. 重大事案への対処

- ① 教職員の共通理解を図り、速やかに教育委員会へ報告する。
- ② 保護者、関係機関に連絡し共に問題の解決にあたる。
- ③ 窓口を一本化し、いじめを隠蔽せず、誠意ある対応に努める。
- ④ 事案を振り返り、未然に防ぐことはできなかったか検証する。

いじめ発見の際のフロー

